



行政相談マスコット
キクーン

後期高齢者医療における保険者間調整のより積極的な周知 —行政改善推進会議の審議結果を踏まえて関東信越厚生局にあっせん—

総務省関東管区行政評価局は、後期高齢者医療の被保険者が資格喪失した保険証を誤って使用した場合、保険者（広域連合）に療養費を返還する際の対応について、関東管区行政評価局行政改善推進会議の審議を踏まえ、厚生労働省関東信越厚生局にあっせんしました。

あっせんの端緒となった行政相談

私の母は、A県からB県に転居後、病気で亡くなった。

母の死亡後、A県後期高齢者医療広域連合から、転居後に給付した入院・通院の療養費（約36万円）を返還するよう請求されたため、私が一時的に負担した後、転居先のB県後期高齢者医療広域連合へ申請し給付を受けることができた。

その後、A県とB県の広域連合が調整することで、被保険者の一時的な負担が不要になる仕組み（保険者間調整）があると知った。支払いが高額になる場合、一時的なものとはいえ負担できない人がいると思うので、被保険者に対して保険者間調整の手続について案内すべきではないか。



行政改善推進会議の主な意見

- ・ 国民健康保険の保険者においては、保険者間調整を積極的に活用している例がみられる。
- ・ 一方、後期高齢者医療の保険者である広域連合は、被保険者に対し保険者間調整の仕組みを必ずしも積極的に案内していない状況がうかがえる。
- ・ 保険者間調整は、一般の被保険者には馴染みのない仕組みであるため、保険者から周知しなければ、被保険者が利用することは困難と考えられる。
- ・ 広域連合は、国民健康保険の例も参考に、保険者間調整の仕組み等を周知することが望ましい。



あっせん 関東信越厚生局へのあっせん

関東信越厚生局は、被保険者等の負担軽減及び保険者の速やかな債権回収の観点から、上記意見を踏まえ、管内の広域連合に対し、療養費の返還を請求する際、保険者間調整の仕組みを案内する資料を同封したり、ホームページに保険者間調整の手続について掲載するなど、保険者間調整の手続について、より積極的に被保険者に周知するよう助言する必要がある。

制度の概要

○ 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象として、平成20年4月に創設された公的医療保険制度。

都道府県ごとに運営され、各都道府県内の全ての市町村（特別区を含む。）が加入する「後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が保険者となる。

○ 保険者間調整

被保険者が資格喪失した保険証を使用した場合に、保険者負担分の医療費について新旧の保険者が調整することで、被保険者の一時的な負担を軽減する仕組み。旧保険者は、被保険者から委任を受け、新保険者から療養費を受領する。

（本件に関する連絡先）

関東管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室
電話：048-600-2313

(参考)

行政改善推進会議とは

行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政の改善を推進することを目的に設置（令和6年2月1日に行政苦情救済推進会議から名称を変更）

関東管区行政評価局行政改善推進会議の構成員

（座長） 利根 忠博（埼玉県法人会連合会相談役、埼玉県経営者協会名誉会長）

（構成員） 大野 茂利（株式会社テレビ埼玉取締役報道制作局長）

加村 啓二（弁護士、埼玉調停協会連合会顧問、埼玉県公安委員会委員長）

砂生 敏一（株式会社埼玉新聞社編集局長）

外山 公美（NPO 法人政策マネジメント研究所 理事長、日本オンブズマン学会名誉理事長）

南 靖武（関東行政相談委員連合協議会会長、東京行政相談委員協議会会長）

山口 洋子（特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう理事）